

介護福祉施設サービスの報酬・基準について―厚労省 介護給付費分科会

10月29日、厚生労働省社会保障審議会の第112回介護給付費分科会が行われた。

今回は、施設における介護報酬改定に向けた議論が行われた。施設系については、次回も引き続き議論される。

今回、厚労省から見直しが必要として示された【論点】と【対応案】は次のとおりであった。

- 1) 看取り介護加算の見直し
- 2) 特別養護老人ホームの職員に係る専従要件の緩和
- 3) サテライト型特養の本体施設に係る要件の緩和
- 4) 日常生活継続支援加算の見直し
- 5) 在宅・入所相互利用加算の見直し
- 6) 障害者生活支援員に係る加算の見直し
- 7) 基準費用額の見直し
- 8) 介護老人福祉施設の多床室の居住費
- 9) 基本報酬の見直し

1) 看取り介護加算の見直し

【論点】

入所者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、介護老人福祉施設における看取り介護の質を向上させるために、看取り介護加算の充実を図ってはどうか。

【対応案】

・新たな要件として、①入所者の日々の変化を記録により、多職種で共有することによって連携を図り、看取り期早期からの入所者及びその家族等の意向を尊重をしながら、看取り介護を実施すること、②当該記録等により、入所者及びその家族等への説明を適宜行うことを追加し、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施に対し、単位数を引き上げる。

・また、施設における看取り介護の体制構築・強化をPDCAサイクルにより推進する。

2) 特別養護老人ホームの職員に係る専従要件の緩和

【論点】

「介護老人福祉施設」と「特別養護老人ホーム」における職員の「専従」の定義が不明確・不整合であることにより、「特別養護老人ホーム」の直接処遇職員による柔軟な地域貢献活動の実施が妨げられているのではないかと懸念されている。

【対応案】

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（解釈通知）の改正等を行うことにより、特別養護老人ホームの職員に係る「専従」の要件は、特別養護老人ホームの職員配置基準を満たす職員として割り当てられた職員について、その勤務表上で割り当てられたサービス提供に従事する時間帯において適用されるものであり、それ以外の時間帯における職員の地域貢献活動実施等をも制限する趣旨のものではない、ということを確認する。

※ 当日の議論では、上記【対応案】の中の「勤務表上で割り当てられたサービス提供に従事する時間帯」と「それ以外の時間帯」はいずれも勤務時間のことを示しており、前者は「特養における勤務」、後者は「特養以外の場所での勤務」を表すと補足された。

3) サテライト型特養の本体施設に係る要件の緩和

【論点】

現状、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設は、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院、診療所に限られているが、地域密着型介護老人福祉施設についても本体施設となれるようにするべきではないか。

【対応案】

①制度が創設された平成 18 年 4 月以降、単独型も含めて、地域密着型介護老人福祉施設の整備が順調に進んでいること、②社会福祉法人など特別養護老人ホームの経営者による地域社会に根差したサービスの更なる推進を目指す必要があること等を踏まえ、地域密着型介護老人福祉施設についても、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設となることができるようにする。

4) 日常生活継続支援加算の見直し

【論点】

日常生活継続支援加算については、サービス提供体制強化加算との要件が重複すること等を踏まえ、処遇改善加算の見直しと併せて、必要な見直しを実施してはどうか。

【対応案】

・「介護福祉士の手厚い配置」と「重度の入所者の受入れ」を同時に評価している日常生活継続支援加算については、同じく介護福祉士の手厚い配置を評価するサービス提供体制強化加算と要件が重複していることから、見直しを検討。

・その際、処遇改善加算の見直しとも併せて検討する必要がある。

5) 在宅・入所相互利用加算の見直し

【論点】

地域住民の在宅生活の継続を支援するため、複数人による介護老人福祉施設への定期的・継続的な入所を実施するベッドシェアリングの取組を推進する観点から、在宅・入所相互利用加算の要件の見直し等を行ってはどうか。

【対応案】

・在宅生活を継続する観点から設けられた加算であり、複数人が在宅期間及び入所期間を定めて計画的に利用する居室が「同一の個室」であることは必ずしも必要とは言えないため、当該要件を撤廃することとする。

・介護保険法改正による「特別養護老人ホームの重点化」が平成 27 年度より実施されること等から、利用者を要介護 3 以上に限定するとしている加算の要件については撤廃することとする。

・在宅・入所相互利用加算における関係者との連携・調整の実施を適切に評価する観点から、単位数を見直すこととする。

6) 障害者生活支援員に係る加算の見直し

【論点】

障害者生活支援員に係る加算の対象として、視覚・聴覚・言語機能の障害を有する者、知的障害者に加えて、精神障害者を新たに追加してはどうか。

【対応案】

・障害者生活支援員に係る加算の対象となる障害者について、65 歳以前より精神障害を有し、特別なケアが必要と考えられる重度の精神障害者を新たに追加することとする。

- ・併せて、同加算で配置を評価している「障害者生活支援員」について、精神障害者に対する生活支援に関し専門性を有する者を新たに追加することとする。

7) 基準費用額の見直し

【論点】

直近の家計調査結果における光熱水費を踏まえると、多床室における基準費用額（居住費負担）の見直しを行ってはどうか。（介護療養病床、老健等についても同様）

【対応案】

多床室における居住費については、家計調査における光熱水費の額を参考に設定しているが、直近（平成 25 年）調査の結果が基準費用額（1 万円）を上回っているため、多床室における居住費負担についての見直しを行ってはどうか。

8) 介護老人福祉施設の多床室の居住費

【論点】

「低所得者を支え得る多床室」との指摘もあることを踏まえ、一定の所得を有する者が介護老人福祉施設の多床室に入所する場合については、居住費負担の見直しを行ってはどうか。

【対応案】

- ・「低所得者を支え得る多床室」との指摘もある中で、死亡退所も多い等事実上の生活の場として介護老人福祉施設は選択されていることから、一定程度の所得を有する在宅で生活する方との負担の均衡を図るため、一定の所得を有する介護老人福祉施設の多床室の入所者から居住費（室料）の負担を求めることとしてはどうか。（低所得者に配慮し、利用者負担第 1～3 段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。）
- ・見直し後の多床室の基本サービス費は、人員配置基準が同じである従来型個室を参考に設定してはどうか。
- ・多床室のプライバシーに配慮した居住環境改善に向けた取組を進めることとする。

9) 基本報酬の見直し

【論点】

介護福祉施設サービスの基本サービス費については、収支差が引き続き高い水準を維持していることや、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2014」の内容等を踏まえてどのように対応するのか。

【対応案】

収支差が引き続き高い水準を維持していることや、以下のような様々な議論が提起されていることを踏まえると、介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下同じ。）の基本サービス費の適正化を行うことについてどのように考えるか。